

# 株 主 各 位

東京都港区芝大門2丁目2番11号  
**株式会社 省電舎ホールディングス**  
代表取締役社長 橋 口 忠 夫

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂くか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2019年10月15日（火曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年10月16日 水曜日 午前10時  
〈受付開始予定時刻：午前9時30分〉
2. 場 所 東京都港区芝公園2丁目5番20号  
メルパルク東京 4階 白鳥
3. 株主総会の目的事項  
(決議事項)  
第1号議案 子会社株式の譲渡契約承認の件  
第2号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社のウェブサイト (<https://shodensya.com/>) において掲載させていただきます。

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2019年10月15日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
  - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、ポケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 子会社株式の譲渡契約承認の件

当社は、2019年7月19日開催の取締役会において、当社完全子会社である株式会社エール（以下、「エール」といいます。）の全株式（エールは、株式会社エールケンフォー（以下、「AK4」といいます。）株式の51.0%を保有しております。）を、AK4代表取締役である中村健治氏に譲渡すること（以下、「本件株式譲渡」といいます。）を決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました（以下、「本件株式譲渡契約」といいます。）。

本件株式譲渡契約は、会社法第467条第1項第2号の2及び会社法第309条第2項第11号「子会社株式等の帳簿価額が親会社の総資産額の5分の1を超え、株式等譲渡の効力発生日において子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないときには、親会社において株主総会の特別決議を経なければならない。」に該当することから、本件株式譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

なお、当社は、本件株式譲渡契約締結日をもって、エール及びAK4が当社連結子会社から除外されたものと誤認しており、上記会社法に照らし、本件株式譲渡契約の効力発生のためには株主総会における特別決議が必要であることを認識したのは2019年8月9日でありました。このため、本株主総会の開催手続きに遅れが生じることとなりました。

当社は、2018年9月1日に東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定されて以来、全社一丸となって内部管理体制の改善に取り組んでおります。しかしながら、当該株主総会決議の懈怠は、法令改正に関する知識不足、社内規程の不備、管理本部の機能不十分さ等、内部管理体制が未だ万全でないことに起因しており、さらなる改善、強化が必要であることを深く認識しております。

株主の皆様には大変なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

## 1. 株式譲渡の理由

当社は、クライアントへの省エネルギーソリューションの提供と再生可能エネルギーの活用により、地球温暖化対策と持続可能型社会の形成に寄与することを目的として、2016年10月27日付けで再生可能エネルギー事業に知見とノウハウがあるAK4を連結子会社にいたしました。

しかしながら、電力固定価格買取制度（FIT）における事業環境の変化を踏まえ、再生可能エネルギー事業の縮小を決定し、当社が保有するエール株式をAK4代表取締役である中村健治氏に譲渡することといたしました。

今後、当社は、省エネルギーソリューション事業、及び、環境改善並びにBCP（事業継続計画）に配慮した、自家消費型太陽光発電設備関連事業に資源を集中してまいります。これらの事業推進のため、当社では、創エネルギー、蓄エネルギーに関する技術・製品・システムを基軸とし、アフターサービスまで取り込んだ、循環型事業推進のワンストップソリューションの体制を強化する方針であります。これらの実現により、当社では、持続可能型社会の実現に貢献し、企業価値の向上を図ってまいります。

## 2. 株式を譲渡する子会社の概要

### ① AK4

(1) 名称	株式会社エールケンフォー
(2) 所在地	東京都港区六本木七丁目15番10号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 中村 健治
(4) 事業内容	・再生可能エネルギー事業及び発電事業 ・太陽光発電設備の企画、開発、販売並びにコンサルティング ・省エネルギーコンサルティング事業
(5) 資本金	60百万円
(6) 設立年月日	1974年11月14日
(7) 大株主及び持分比率	株式会社エール 51.0% 中村 健治 26.4% 中村 浩子 13.9% 中村 美樹 8.6%

(8) 上場会社と当該会社との関係	資本関係	当該会社の発行済株式を51.0%保有しております。	
	人的関係	当該会社の取締役2名、監査役1名を当社の役職員が兼務しております。※1	
	取引関係	当該会社との間で再生可能エネルギー事業、金銭の貸付等を行っております。	
(9) 当該会社の最近3か年の経営成績			
決算期	2016年8月期	2017年8月期	2018年8月期
資本合計	451百万円	452百万円	439百万円
総資産額	977百万円	1,233百万円	841百万円
1株当たり当期純利益	86,370.91円	428.55円	△4,262.02円
売上高	1,683百万円	965百万円	1,259百万円
営業利益	275百万円	33百万円	19百万円
税引前当期純利益	280百万円	22百万円	19百万円
当期純利益	262百万円	1百万円	△12百万円

※1 上場会社との兼務の当該会社の取締役2名と監査役1名は、本件株式譲渡契約締結日にて退任しております。

## ② エール

(1) 名称	株式会社エール
(2) 所在地	東京都渋谷区恵比寿二丁目28番11-204号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 中村 健治
(4) 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギーコンサルティング事業</li> <li>・資産管理及び運用並びにコンサルティング</li> </ul>
(5) 資本金	1,525万円
(6) 設立年月日	2016年9月12日
(7) 大株主及び持分比率	当社 100%

(8) 上場会社と当該会社との関係	資本関係	当該会社の発行済株式を100%保有しております。	
	人的関係	該当事項はございません。	
	取引関係	該当事項はございません。	
(9) 当該会社の最近3か年の経営成績			
決算期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
資本合計	30百万円	30百万円	30百万円
総資産額	30百万円	30百万円	30百万円
1株当たり当期純利益	△0.21円	△0.29円	—
売上高	—百万円	—百万円	—百万円
営業利益	—百万円	—百万円	—百万円
税引前当期純利益	—百万円	—百万円	—百万円
当期純利益	—百万円	—百万円	—百万円

### 3. 株式譲渡の相手先の概要

(1) 氏名	中村 健治
(2) 住所	東京都渋谷区
(3) 上場会社と当該個人との関係	<p>当該個人は、当社元取締役（元代表取締役会長）であり、AK4の代表取締役であります。</p> <p>当社は、中村氏が保有する当社株式を担保として、中村氏に対して本件株式譲渡契約の決済資金80百万円の貸付を行っております。</p> <p>また、当該個人は、2019年9月6日現在で、当社株式の17.00%を保有する主要株主であり、関連当事者に該当します。</p>

#### 4. 株式譲渡契約の内容の概要

##### 株式譲渡契約書（写）

株式会社省電舎ホールディングス（以下「甲」という）と中村 健治（以下「乙」という）は、甲が保有する株式会社エール〔本店：東京都渋谷区恵比寿二丁目28番11－204号〕（以下「丙」という）の普通株式を乙に対して譲渡することにつき、次のとおり契約（以下「本件契約」という）を締結する。

##### 第1条（目的）

本件契約は、甲の保有する丙の普通株式610株（以下「本件株式」という。）を乙が買い受けることを目的とする。

##### 第2条（株式譲渡）

1. 甲は、本件株式を2019年7月19日（以下「クロージング日」という。）付けで、次項に定める譲渡代金が全額支払われていることを条件として、乙に譲渡するものとする。
2. 乙は本件株式の譲渡代金として、クロージング日までに、1株金131,147.55円に本件株式の数610株を乗じた金額八千万円を甲の下記口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込費用は、乙の負担とする。

<略>

##### 第3条（保証）

1. 甲は乙に対し、株式譲渡の時点で、本件株式について、甲の真正なる所有に属するものでかつ質権その他の担保権等、乙が譲渡後に株主として権利行使する際に、阻害又は拘束になるものが一切付帯していないことを保証する。
2. 甲は、丙及びその子会社の財務状態、営業状態及び経営状態について、一切の保証を行わない。



#### 第4条（株主名簿の書換）

甲は、乙に対し、クロージング日に乙により第2条第2項に基づく代金支払が完了していることを条件として、本件株式に関する株主名簿の書換に必要な書類を引き渡すものとする。

#### 第5条（秘密保持）

<略>

#### 第6条（損害賠償）

甲及び乙は、本件契約に違反し相手方当事者に損害を与えたときは、相手方当事者に生じた損害を賠償するものとする。

#### 第7条（合意管轄）

<略>

以上、本件契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名又は記名捺印の上、各自1通を保有する。

2019年7月19日

甲：住所 東京都港区芝大門二丁目2番11号  
氏名 株式会社省電舎ホールディングス  
代表取締役社長 橋口 忠夫 印

乙：住所 東京都渋谷区  
氏名 中村 健治 印

## 5. 株式譲渡契約に基づき当社が受け取る対価の相当性に関する事項の概要

当社は、本件株式譲渡契約に従い、「4. 株式譲渡契約の内容の概要」に記載の株式譲渡契約書（写）第2条の2。（以下「譲渡価格」といいます。）に定めた譲渡価格で譲渡いたします。

当社は、本件株式譲渡について、中村氏との間で協議、交渉を重ねたうえ、本件株式譲渡価格の条件にて合意に至っていることを総合的に勘案し、本件株式譲渡により当社が受け取る対価は相当であると判断しております。

なお、本件株式譲渡が、2016年10月の株式交換の相手先による買戻しであること、中村氏が2019年6月まで当社の取締役を兼任していたこと、中村氏が当社の株主であることを踏まえ、本件株式譲渡価額の相当性を担保するための措置として、本件株式譲渡価額の決定に際し、当社と利害関係のない第三者機関である株式会社FAS（所在地：埼玉県川口市南鳩ヶ谷4丁目3番14号、代表者：代表取締役 白根大輔）に株価算定を依頼し、当該算定結果に依拠いたしました。

加えて、利益相反取引であることを鑑みて、当社は、祝田法律事務所高谷祐介弁護士に、本件株式譲渡に係る決済資金を、中村氏が保有する当社株式を担保として、当社が中村氏に貸し付けることを含めた本件株式譲渡全体のスキーム、手続き等に係る妥当性の評価を依頼し、問題ない旨の意見書を入手しております。

**第2号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件**

取締役管理本部長である田中 圭氏より、本株主総会の終結の時をもって辞任する旨の申し出を受けました。これに伴い、監査等委員でない取締役1名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

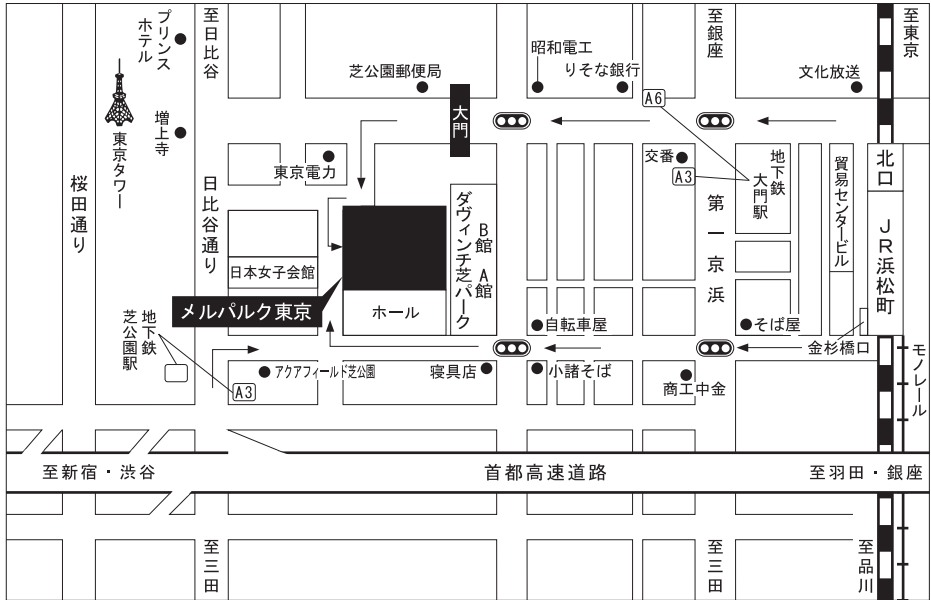
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
大浦 隆文 (1962年11月3日)	1992年4月 株式会社十八銀行入行	一株
	2004年5月 株式会社ディーワンダーランド（現 大黒屋グローバルホールディング株式会社）入社 管理部マネージャー	
	2004年12月 同社 取締役管理本部長	
	2007年3月 株式会社ジャレコ・ホールディング入社 執行役員CFO	
	2009年3月 トレイダーズホールディングス株式会社入社 財務部長兼総務部長	
	2012年2月 JALCOホールディングス株式会社入社 管理本部長	
	2012年6月 同社 取締役管理本部長	
	2017年7月 株式会社タスク入社 事業戦略室執行役員	
	2019年7月 当社へ出向 管理本部長代理	
	2019年10月 当社入社 管理本部長代理（現任）	

（注）候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都港区芝公園 2 丁目 5 番 20 号  
 メルパルク東京 4 階 白鳥  
 電話 03 (3433) 7210



- (交通) ●JR・モノレール  
 浜松町駅(北口)より徒歩10分  
 ●都営地下鉄三田線  
 芝公園駅より徒歩5分  
 ●都営地下鉄浅草線・大江戸線  
 大門駅より徒歩7分